

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

新吉田小学校 プール給水管漏水修繕

2 履行場所

横浜市港北区新吉田東六丁目44番地1号 横浜市立新吉田小学校

3 契約日

令和8年2月26日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月31日

5 契約金額

110,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

シャワー・水飲み元バルブの修繕を行っている際、水道管2か所で漏水しているのを発見した。早急な対応を行わなければ漏水が拡大し、水道が使えなくなってしまう、生徒の飲用水やトイレ用水等、学校運営に大きな支障が出る恐れがあったことから当該修繕事業者と緊急契約を締結し、補修を行った。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立新吉田小学校